別記様式第９(省令第３４条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 建築物の新築，改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書　(正) |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | | | | | | |
| 都市計画法第４３条第１項の規定により， | | | 建築物  第一種特定工作物 | の | 新築  改築  用途の変更  新設 | | | の許可を申請し |
| ます。  　　　　　　　　　　年　　月　　日  　　鹿嶋市長　　　　　　　　　　様  住所  申請者  氏名 | | | | | | | | |
| 1 | 建築物を建築しようとする土地，用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在，地番，地目及び面積 |  | | | | | | |
| 2 | 建築しようとする建築物，用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途 |  | | | | | | |
| 3 | 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途 |  | | | | | | |
| 4 | 建築しようとする建築物，用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第３４条第１号から第１０号まで又は令第３６条第１項第３号ロからホのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由 |  | | | | | | |
| 5　その他必要な事項 | |  | | | | | | |
| ※　受付番号 | | 年　　月　　日　　　第　　　号 | | | | | | |
| ※　許可に付した条件 | |  | | | | | | |
| ※　許可番号 | | 年　　月　　日　　　第　　　号 | | | | | | |
|  | | | | | | 受付印 |  | |

備考　1　許可申請者又は工事施工者が法人である場合においては，氏名は，その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2　※印のある欄は記載しないこと。

　　　3　「その他必要な事項」の欄には，建築物の新築，改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可，認可等を要する場合には，その手続の状況を記載すること。

**注　手数料の領収書の写しを裏面に貼付けすること。**

別記様式第９(省令第３４条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 建築物の新築，改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書　(副) |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | | | | |
| 都市計画法第４３条第１項の規定により， | | | 建築物  第一種特定工作物 | の | 新築  改築  用途の変更  新設 | の許可を申請し |
| ます。  　　　　　　　　　　年　　月　　日  　　鹿嶋市長　　　　　　　　　　様  住所  申請者  氏名 | | | | | | |
| 1 | 建築物を建築しようとする土地，用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在，地番，地目及び面積 |  | | | | |
| 2 | 建築しようとする建築物，用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途 |  | | | | |
| 3 | 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途 |  | | | | |
| 4 | 建築しようとする建築物，用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第３４条第１号から第１０号まで又は令第３６条第１項第３号ロからホのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由 |  | | | | |
| 5　その他必要な事項 | |  | | | | |
| ※　受付番号 | | 年　　月　　日　　　第　　　号 | | | | |

|  |  |
| --- | --- |
| * 第　　　　　号   　　　この申請は，下記のとおり許可する  　　　　　　年　　月　　日  鹿嶋市長　　　　　　　　　　　印  記 | |
| * 許可に付した条件 |  |
| * 許可番号 | 年　　月　　日　　　第　　　号 |

備考　１　許可申請者又は工事施工者が法人である場合においては，氏名は，その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　※印のある欄は記載しないこと。

　　　３　「その他必要な事項」の欄には，建築物の新築，改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可，認可等を要する場合には，その手続の状況を記載すること。